

第5部—第3 障がい者福祉の充実

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
公共施設等でのエレベーター・だれでもトイレ等の設置数	トイレ65ヶ所 エレベーター 39ヶ所	トイレ77ヶ所 エレベーター46 ヶ所	トイレ91ヶ所 エレベーター55 ヶ所	増設

バリアフリーの代表的な例として、公共施設(市の諸施設、学校、福祉施設、病院、鉄道駅)などでのエレベーター・だれでもトイレ等の設置箇所数を示す指標です。障がい者が安心して外出できる都市基盤の整備をめざします。

II 施策・主な事業の体系

1 計画の策定

(1)「健康・福祉総合計画2010」の推進	◎ ①「健康・福祉総合計画2010」の推進 (「第5部—第1 地域福祉の推進」参照)
(2)「障がい福祉計画」の推進	◎ ①「障がい福祉計画」の推進

2 相談体制の充実と障がい者の視点に立ったサービスシステムの確立

(1) 相談機能の充実	◎ ①インターネットやコンピュータを活用した相談機能の充実 ※ ②障がい者ケアマネジメント体制整備の検討
(2) サービス利用者への支援	◎ ①権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部—第1 地域福祉の推進」参照)
(3) わかりやすい情報提供	①わかりやすい情報提供の拡充

3 社会参加の促進

(1) 社会活動参加の条件整備	①文化スポーツ活動への参加の推進 ②「SOHO シティ みたか」構想との連携
(2) バリアフリーのまちづくりの推進	◎ ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第5部—第1 地域福祉の推進」参照)
(3) 心のバリアフリーの推進	◎ ①心のバリアフリーの推進(「第5部—第1 地域福祉の推進」参照)
(4) 災害時要援護者支援モデル事業の実施	※ ①災害時要援護者支援モデル事業の実施 (「第5部—第1 地域福祉の推進」参照)

4 地域における自立生活の支援

(1) 在宅福祉サービスの供給基盤の整備	①ホームヘルプ(居宅介護)の充実
	②ショートステイ(短期入所事業)の運営充実
	③移動支援事業の実施
	④日中一時支援事業の実施
(2) 北野ハピネスセンター事業の充実	※ ①北野ハピネスセンター幼児部門の移転の検討
	※ ②発達障がい児への支援の充実
	③障害者自立支援法による運営の充実
	④インターネット活用による相談事業の充実
(3) 就労支援の充実	※ ①就労支援ネットワークの構築
	※ ②多様な雇用・就業機会の確保
(4) 障がい者就労支援事業施設等の運営体制の充実	①障がい者就労支援事業施設等の運営支援

	②障がい者就労支援事業施設等の新体系事業への移行支援
(5)保健・医療・福祉の連携	①早期発見、早期治療、療育体制の充実
	②リハビリテーション体制の充実
	③発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等への支援の充実
(6)日常生活の援助・充実	※ ①高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
	②日常生活用具、福祉機器給付事業の充実
	③ 緊急時安全システムの充実
(7)住宅のバリアフリーの推進	◎ ①住宅のバリアフリーの推進 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
(8)障がい者自立支援制度の適切な運営	◎ ①障がい者自立支援事業の推進
	②障害程度区分判定の客観性・公平性の確保
	③利用者への支援(負担配慮措置など)
	④事業者・事業者連絡会への支援
	⑤地域自立支援協議会の運営
	⑥制度改善の要請

5障がい者福祉施設の充実

(1)障がい者施設の整備	※ ①身体障がい者通所授産施設(調布基地跡地三市共同)の建設の検討
	※ ②民間障がい者施設への支援
	※ ③障がい者グループホーム等の設置の支援
	④心身障がい者通所訓練施設の建替

6精神障がい者の福祉施策の充実

(1)精神障がい者ピアサポート事業の充実・拡大	※ ①精神障がい者の地域生活への移行支援
	※ ②精神保健福祉相談(一般相談)事業の推進
	③在宅福祉事業の充実
	④精神障がい者小規模通所授産施設(8ヶ所)及び精神障がい者共同作業所(1ヶ所)への支援の充実
	⑤関係機関との連携
	⑥保健・医療・福祉の連携 (「第5部－第5 健康づくりの推進」参照)

7サービスの質の確保

(1)サービスの質の確保	◎ ①サービスの質の確保(「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
--------------	----------------------------------

Ⅲ 主要事業(◎で示しています:事業内容は、追加・変更のあったもののみ記載)

1-(2)-①「障がい福祉計画」の推進

平成19年3月に策定した第1期障がい福祉計画(計画期間平成19～20年度)に基づく事業を推進するとともに、第2期障がい福祉計画(計画期間平成21～23年度)を策定します。計画の策定にあたっては、障がい当事者も含む市民、団体、機関など広い分野の委員からなる検討市民会議を設置し、協働で検討を進めることとし、平成19年度に実施した「高齢者・障がい者実態調査」などの結果を踏まえ、ニーズの反映を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等・学識者)

2-(1)-① インターネットやコンピュータを活用した相談機能の充実

4-(8)-① 障がい者自立支援事業の推進

障がい者が住み慣れた地域で、地域社会の構成員として自立して生活ができるよう、市民、事業者、関係団体等と協議して、障がい者自立支援事業を推進することにより、生活や活動の場の整備、及び支援システムの整備を推進します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等)

IV 新規・拡充事業等(※で示しています:事業内容は、追加・変更のあったもののみ記載)

2-(1)-② 障がい者ケアマネジメント体制整備の検討

4-(2)-① 北野ハピネスセンター幼児部門の移転の検討

4-(2)-② 発達障がい児への支援の充実

4-(3)-① 就労支援ネットワークの構築

4-(3)-② 多様な雇用・就業機会の確保

5-(1)-① 身体障がい者通所授産施設の建設の検討

5-(1)-② 民間障がい者施設への支援

毎年度、養護学校等を卒業し、地域での受け入れが求められる障がい者が確実に増加しています。利用可能な施設が不足するため、入所・通所あるいは住まいの場となる、民間障がい者施設建設計画への支援を行います。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

5-(1)-③ 障がい者グループホーム等の設置の支援

障がい者グループホーム・ケアホーム設置支援とグループホームの家賃(施設借上費)補助を行い、障がい者の地域社会における自立生活を支援します。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

6-(1)-① 精神障がい者の地域生活への移行支援

6-(1)-② 精神保健福祉相談(一般相談)事業の推進